

(6) 主な採択要件等比較表

①熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業 ②熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業

『主な採択要件等比較表(高性能林業機械、木材加工流通施設、特用林産施設、木造公共施設、バイオマス施設関連抜粋)』

R6(2024).4 熊本県林業振興課

		①熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業 (国事業:林業・木材産業循環成長対策交付金事業)		②熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業 (国事業:合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業)			
全体要件		<ul style="list-style-type: none"> ・目標数値が県が定める個別指標の伸び率以上であること(複数要件) ・目標年度は、事業実施後5年後 ・事業費が5,000万円以上の収支を伴う施設については、経営診断を受けること ・1施設当たりの総事業費は、原則7億円を上限。(施設ごと上限設定あり) ・受益戸数は5戸以上(地域材を利用する法人・バイオマス<安定取引協定>はこの限りではない) ・補助残に対する自己資金の割合はおおむね12%以上 ・増設・施設追加は、原則として目標年度(事業完了の翌年度から起算して5年目)まで認めない。(目標達成済、目標達成確実を除く) ・費用対効果が1.0以上であること ・H30(2018)から新たに林業機械リース支援のメニューが追加(県事業は別事業) 		<ul style="list-style-type: none"> ・目標数値が県が定める個別指標の伸び率以上であること(国要件により2割以上の増加など) ・目標年度は、事業実施後3年後 ・事業費が5,000万円以上の収支を伴う施設については、経営診断を受けること ・1施設当たりの総事業費は、原則15億円を上限。(施設ごと上限設定あり) ・受益個数の要件は無し。 ・補助残に対する自己資金の割合はおおむね12%以上 ・増設・施設追加は、原則として目標年度(事業完了の翌年度から起算して3年目)まで認めない。(目標達成済、目標達成確実を除く) ・費用対効果が1.0以上であること 			
メニュー	種目	事業主体	補助率	主な要件等	事業主体	補助率	主な要件等
高性能林業機械	高性能林業機械 【素材生産型】 【造林保育型】	・都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体等	1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・機械ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」参照) ・1事業費は概ね500万円以上 ・以下の①～③すべてを満たす場合は1/2以内補助。①林野庁長官が定める実践体制評価認定②素材生産実績5,000m3以上かつ目標9,000m3以上③素材生産性1.5倍 ・スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル、タワーヤーダは4/10以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、森林整備法人等、選定経営体等 	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の間伐実施及び地域の木材安定供給対策に資する機械等の整備であること。 ・機械ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」の運用について参照) ・1事業費はおおむね500万円以上 ・年間3,000m3以上の素材生産実績(達成が確実な場合も含む)を有すること。
	木材加工流通施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックポイント(車両系等)のメニュー無し 	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・広域流通構想又は地域循環構想に資すること ・施設ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」参照) ・1事業費は概ね500万円以上 ・指標は、地域材利用量・流通量・乾燥量(強化対策事業に同じ)に加え、「製材等の生産性(木材加工流通施設の場合)」「乾燥機率(乾燥機導入の場合)」、「選定経営体との木材安定協定の締結数」。 ・木材処理加工施設を整備する場合、JASの認証を取得していること又は認証取得が確実であること。 ・合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 ・クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の認定を受けていること、又は登録を受けることが確実と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでの中核森林組を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、地域材を利用する法人及び地方公共団体等が出資する法人 	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・体質強化計画において、生産性目標を達成し、体質強化を図る ①大規模・高効率化施設②低コスト化施設③品目転換施設 ・施設ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」の運用について参照) ・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は別表のとおり。(区分ごとに指標が異なる) ・地域材を利用する法人は、計画量のおおむね70%を超える木材安定取引協定の締結(原則おおむね5年間の期間)が必要 ・木材処理加工施設を整備する場合、JASの認証を取得していること又は認証取得が確実であること。 ・合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。 ・クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。
特用林産振興施設等の整備	特用林産振興施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでの中核森林組を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)、地域材を利用する法人、特認団体 	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業費はおおむね300万円以上 ・指標は特用林産物(乾しいたけ、さくらげ)の生産量 ・受益戸数は、原則5戸以上の林業経営体。 ・貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料等必要な事項を明らかにすること。 ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m3(竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでの中核森林組を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、特認団体 	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業費はおおむね300万円以上。燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについてはおおむね100万円以上とする。 ・指標は別表のとおり。 ・受益戸数:原則として5戸以上。 ・貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料等必要な事項を明らかにすること。 ・貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等が明記された貸付契約を締結すること。
	木造公共施設等整備		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」に規定する公共建築物の整備主体 	1.5/10以内(内装化) 3.75%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特に推進する必要性が高いものとして、①CLTを利用する②耐火建築物または三階建ての準耐火建築物③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物④激甚災害により被災した公共建築物の木造再建及び復興に係る木造整備関連(発生年度から22年度以内) ・指標「施設利用者数」「1m2当たりの木材使用量(0.18m3以上かつ延べ床面積が300m2以上であること。)」単位面積当たりの事業費」 	対象メニュー無し	
木質バイオマス施設等整備	木質バイオマス供給施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでの中核森林組を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等 	1/2 1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は木質バイオマス利用量 ・その他、木材加工流通施設に準ずる。 ・未利用間伐材等活用機械は1/3 ・民間事業者は1/3 ・FIT向けは、民間事業者は15%以内、その他の事業者は1/3以内。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでの中核森林組を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等 	1/2 1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は木質バイオマス利用量 ・その他、木材加工流通施設に準ずる。 ・在庫充当率は1/2以内 ・ただし、FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内。地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内。
	木質バイオマス利用施設						

注)本資料は、各事業の主な採択要件の要点を簡単にまとめた「参考資料」である。また、要領改正等により、内容が変更となる場合があるの注意すること。